

京都大学教育研究振興財団助成事業
成果報告書

平成23年10月27日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団

会長 辻 井 昭 雄 様

所属部局・研究科 農学研究科

職名・学年 博士課程3年

氏名 今 泉 晶

事業区分	平成22年度 ・ 長期派遣助成		
研究課題名	「農民のシードシステム」の日欧比較研究ー有機農業における農民の採種・種子利用を中心にー		
受入機関	ワーヘニンゲン大学(オランダ)		
渡航期間	平成22年10月10日 ～ 平成23年10月1日		
成果の概要	タイトルは「成果の概要／報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 <input type="checkbox"/> 無		
会計報告	交付を受けた助成金額	2,550,000円	
	使用した助成金額	2,550,000円	
	返納すべき助成金額	0円	
	助成金の使途内訳 (使用旅費の内容)	航空賃	194,065円
		滞在費	2,355,935円

成果の概要/今泉晶

研究課題名「農民のシードシステム」の日欧比較研究—有機農業における農民の採種・種子利用を中心に—（受入期間：オランダ王国ワーヘニンゲン大学、期間：平成22年10月10日～平成23年10月1日）における研究成果について下記の通り報告する。

研究目的

本研究は、「農民の権利」の確立・保障と農業における生物多様性の保全が国際的な課題であることを踏まえ、これらの課題達成において重要視されている農民の自家採種（農民が次の農期での使用を目的に種子を自ら生産する行為）が先進国のフォーマル種子市場においてどのように位置づけられているのかを、有機農業における種子利用を事例に明らかにすることを目的としている。日本の事例との比較対象として、種子制度の整備によって有機農業のためのフォーマル種子市場（以下、有機種子市場）を形成しているEUに着目し、その中でも種子制度の厳格な運用を行っているオランダの事例に焦点を当てることとした。

研究手法

文献調査と関係者への聞き取り調査を実施した。

文献調査では、種子一般および有機農業に対するEU規則ならびに各加盟国国内規則を整理する一方で、これらの法制度に対して農業者団体や種子産業、大学および民間研究機関でどのような議論がなされているのかを調査した。

聞き取り調査では、オランダにおいて有機種子を生産、販売している主要な種子会社4社のうち3社、及び有機農業の生産から農産物の表示に至るまでの包括的な情報提供を行う機関を訪問した。また大規模および小規模有機農家を訪ね、種子利用の詳細を調べた。さらに、種子全般の品質検査を行う国立機関を訪問し、種子制度の運用について聞き取りを行った。

またEUレベルの種子規制については、The European Consortium for Organic Plant Breeding (ECO-PB)のメンバーへの聞き取りとワークショップへの参加を通じて、EUレベルでの政策と各国国内状況とのギャップを考察した。

研究成果

文献調査で明らかになった点として以下の2点があげられる。第1に、認証を受けた有機農業においては有機種子の利用が義務づけられていると同時に、非有機種子の例外的利用が利用者の申請により認められており、この例外利用の許諾の程度が加盟国ごとに異なるという点である。この程度の差を生じさせている要因として各国の農業および産業事情がある。例えば競争優位にある種子産業を持ち、有機種子を供給する種子会社も多数存在するオランダでは例外的利用は、ある品種（例えば、ミニトマト）に関しては全く認められず、他方、小規模有機農家が数多く存在し、農家の自家採種も一部組織的に行われているフランス・イタリアでは比較的容易に例外利用の許可が農家に与えられる現状がある。第2に、有機農業に適した品種の開発・市場への供給を目指した、農民と研究者との知識・技術の共有や民間企業との連携の在り方が目下の課題として認識されている点である。すなわち、参加型育種

への取り組みなど育種過程そのものの再検討や種子の品質管理制度に内在する種子品質の評価基準の見直しが必要であるとの議論が行われている。

聞き取り調査では、有機農産物生産での種子利用における自家採種の有無を確認した。その結果、比較的小規模な生産においては自家採種が認められ、一方で大規模な生産になると農家経営上の理由から自家採種は行われていないことが明らかとなった。その主な要因として、上述したように、有機農業における有機種子利用の規制がオランダでは他のEU加盟国と比較して非常に厳格に運用されていることがある。

そこでこのように規制が厳格に運用されている経済的背景について関係者に聞き取りを行った結果、有機種子のフォーマル市場形成が種子会社および有機農家、両者の経営上、重要であり、そのためには種子利用規制を厳格に運用することで有機種子の需要を創出することが必要と認識されていることが明らかとなった。すなわち、一般種子市場で競争優位にある種子会社を複数抱えるオランダにおいては、種子会社、特に競争劣位にある中・小規模種子会社はニッチ市場であっても有機種子市場に特化することで競争力を得ることが可能となる。一方で有機農家は有機農法に適した良質な有機種子を市場で確実に調達することができる。そこで有機種子の品質管理と農家の有機種子利用を徹底することで、両者の利害が調整される市場を形成していると言える。

しかしながら、オランダにおける有機種子市場の形成過程は行政のトップダウン方式あるいは供給サイドである種子会社の自由な商品開発・販売に依存するものではなく、種子市場で需要者の立場にある農家も参加している点に特徴があることがわかり、本研究ではその過程を明らかにすることができた。

また、他のEU加盟国においても国内のフォーマル有機種子市場の形成が有機種子の確保のためには必要不可欠であるという認識はあるものの、各国の農業事情や食文化が農民の種子利用に強く影響していることから、EUレベルの種子規制の厳格運用に対してはかなりの温度差があることも明らかになった。加えて、EUレベルにおいてもオランダが採用している利害関係者の参加および合意に基づく制度運用、市場形成はモデルケースとして認識されており、各国はそれを国内事情に沿う形で運用する方針を持っていることも明らかにすることができた。

以上